

夜間中学および夜間中学における 日本語教育の現状と課題に関する考察

奥 元 さえ美

1. 研究の背景と目的

日本国内の在留外国人が増加の一途をたどっている。2018年末の在留外国人数は、2,731,093人で、前年比6.6%増となり、過去最高を記録した。5年前と比較すると24.3%（約66万人）増となっている（法務省 2019）。

このような状況に加え、政府は、外国人労働者受け入れ拡大を目指す改正出入国管理法に基づき、2019年4月に新在留資格「特定技能」を創設した（外務省 2019a）。これにより、在留外国人が今後も増加し続けることは間違いない。

増加する在留外国人に対して早急に対応しなければならないのが「ことばの問題」である。2019年6月21日、在留外国人への日本語教育の充実を促す「日本語教育推進基本法」（文化庁 2019）が参院本会議で可決、成立した。そこには、国や自治体には日本語教育を進める責務、企業には雇用する外国人に日本語教育の機会を提供する責務があると明記された。しかし、具体的な取り組みについては何も決定していない。

では、日本語教育を必要としている在留外国人に対する日本語教育はどのような状況だろうか。上述した在留外国人数のうち、12.3%は留学生である（法務省 2019）。留学生が高等教育機関や日本語教育機関において日本語学習の機会を得ていることは明白であるが、その他の外国人はどうだろう。

留学生以外の在留外国人について宮崎（2016）は、「高い日本語力を有する在留外国人もいるが、一方で、不十分な能力のために不便な生活を強いられる外国人もおり、様々なインターアクション問題を抱えていることが予想される」（p.38）と述べている。このような外国人が日本語教育を受ける場には、小中高校における日本語教室、地域のボランティア教室、日本語フリースクールなどがあるが、その他に「公立中学校夜間学

級（以下、夜間中学）」が挙げられる。

夜間中学は、様々な理由で義務教育を修了できなかった人たちが学ぶ場で、現在、9都府県27市の33校に設置されている。最近では、不登校などの理由で十分に中学校に通えなかった人たちの「学び直しの間」としても期待され、注目されている。

夜間中学には、近年大きな動きがあった。2016年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（文部科学省 2016、以下「義務教育機会確保法」）が成立し（施行2017年2月14日）、この法律に基づいて文部科学大臣が策定した「基本指針」（文部科学省 2017a、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」）が2017年3月31日に発表され、夜間中学は、初めて法的に認められた。その後政府は、2019年1月に、2022年度までに全都道府県への夜間中学設置を目指す方針を固めた（読売新聞 2019）。

このように、夜間中学に対する新しい政策などが発表されたため、最近ではメディアに取り上げられることも増え、夜間中学に外国人が在籍していることも報道されているが、それでも在籍者数の80%以上が外国人で、そこで日本語教育が行われていることについては、あまり注目されていない。更に、現場で日本語教育を行っているのが、公立中学校の教科の教師で、日本語教育関係者ではないこともほとんど知られていないであろう。

在留外国人の増加に伴い、夜間中学における日本語教育の必要性は、今後ますます高まると思われる。筆者は、現在の夜間中学における日本語教育には改善の余地があり、夜間中学は、日本語教育にさらに力を入れるべきであると考えます。

宮崎（2016）は、「アウトリーチ型日本語教育」の現場の一つとして夜間中学における日本語教育の重要性を主張する。「アウトリーチ」とは「外へ（out）手を差し伸べる（reach）」（宮崎2016：38）という意味で、日本語学習機会に乏しい外国人学習者に対し、日本語教育関係者が外向く形で訪問し、問題解決する方法である。現在、日本語教育関係者が存在していない夜間中学に、日本語教育関係者が関与するべき時が来ているのではないか。そしてその際、日本語教育関係者には、夜間中学自体も様々な問題を抱えていること、それが夜間中学における日本語教育に影響を及ぼしていることなどを把握しておくことが求められると思われる。やがて訪れるであろうその時のためにも、夜間中学および夜間中学における日本語教育に関する研究を随時更新していくべきである。

本稿は、夜間中学および夜間中学における日本語教育の現状と課題を、現場の教師などへのインタビューと日本語授業の参与観察から明らかにすることを目的とする。

2. 夜間中学について

本章では、第65回全国夜間中学校研究大会事務局（2019）、学びリンク（2016）、文部

科学省（2017b）、関本（2016）、大多和（2017）を参照し、夜間中学および夜間中学における日本語教育の概要を述べる。

2. 1 夜間中学の概要

夜間中学とは、市町村が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級のことである。文部科学省（2017b）は、「戦後の混乱の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多いことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に設けられたもの」「現在では、義務教育未修了の学齢超過者や、外国人等で日本語の学習を希望する者を中心に教育を行っている」と定義している。公立中学校であるから、所定の課程を修めれば、中学校の卒業資格が得られる。在籍年数は厳密には決められていないが、若年層は2年間で卒業するケースが多く、高齢学習者は、関東では5年間、関西では9年間まで在籍できるとする学校が多い。

夜間中学の入学資格は、各夜間中学や自治体によって多少の違いがあるが、概ね次の通りである。

- ・小学校、中学校を卒業していない（十分に通えなかった）
- ・夜間中学のある地域に住んでいる（または働いている）
- ・学齢期（中学校に通う年齢：13～15歳）を超えている

なお、「十分に通えなかった」者を夜間中学関係者は「学び直しの生徒」「既卒者」「形式卒業者」と呼ぶ。形式卒業者とは、「様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校等の配慮により中学校を卒業した者」（文部科学省2015）を指す。

2019年9月現在、夜間中学で学んでいる生徒は、全国で1,742人おり、その約83%にあたる1,439人が外国籍の生徒である。生徒を国籍別に見ると、多い順に中国（24.7%）、日本（17.4%）ネパール（15.6%）、引揚者とベトナム（8%）となっている。東京都の夜間中学においては、ネパール（32%）、中国（27.6%）日本（15.9%）の順である。生徒の出身国の割合は、地方によって異なりが見られる。

在籍生徒の中で、どの生徒が日本語教育を必要としているかは、国籍だけでは判断できない。外国籍の生徒でも、滞在期間が長く特別な日本語教育を必要としない生徒がいる一方で、日本国籍でも日本語教育が必要な生徒がいるからである。正確な数字は示されていないが、相当数の生徒が日本語教育支援を必要としていると考えられる。そこで、夜間中学では、日本語学級を設置したり「取り出し授業」をしたりといった工夫をして日本語教育に当たっている。「取り出し授業」とは、一部の生徒に対して、在籍学級の

授業中、別室で彼らに合わせた指導を行うことである。東京都の夜間中学5校には日本語学級が設置され、教科教育の準備として日本語教育が行われている。教科教育のみを行う学級を、日本語学級に対して普通学級または通常学級と呼ぶ。

夜間中学の授業は、ほとんどの学校で午後5時半頃から午後9時頃まで行われる。1限は40分間で、一日4限の授業が行われ、2限と3限の間には「給食」の時間がある。授業後には、学活、清掃、部活動の時間が設けられている。学校行事も公立中学校とほぼ同様で、球技大会、体育大会、文化祭、移動教室、修学旅行などが行われている。

日本語学級および普通学級の時間割例は次の通りである。

表1 日本語学級の時間割例

時限	時間	月	火	水	木	金
	5:25~5:30	【学活】				
1	5:30~6:10	日本語	漢字	技術	音楽	会話
2	6:15~6:55	日本語	漢字	日本語	日本語	日本語
	6:55~7:25	【給食】				
3	7:25~8:05	日本語	日本語	体育	日本語	日本語
4	8:10~8:50	日本語	美術	日本語	日本語	学活
	8:50~9:00	【学活】				
	9:00~9:10	【清掃】				

(東京都夜間中学L校の時間割を参照し、筆者作成)

表2 普通学級の時間割例

時限	時間	月	火	水	木	金
	5:25~5:30	【学活】				
1	5:30~6:10	社会	国語	美術	数学	英語
2	6:15~6:55	英語	理科	数学	英語	理科
	6:55~7:25	【給食】				
3	7:25~8:05	国語	体育	国語	音楽	数学
4	8:10~8:50	国語	社会	社会	家庭	道徳
	8:50~9:00	【学活】				
	9:00~9:10	【清掃】				

(東京都夜間中学L校の時間割を参照し、筆者作成)

夜間中学の6年間の生徒数を見てみると、2014年1,951人、2015年1,825人、2016年1,860人、2017年1,826人、2018年1,698人、2019年1,742人である。2017年度から2018年度にかけて生徒数を大きく減らしたが、2019年は44人増加している。しかし、これには2019年4月に新設された川口市の夜間中学の生徒数78人が含まれているため、既存の夜間中学の生徒数は減少していることとなる。特に東京都夜間中学は、2018年の353人から2019年は307人と激減しており、関係者が問題視している。

2. 2 夜間中学における日本語教育

夜間中学は1947年大阪で始まったとされる。夜間中学における日本語教育は、1965年の「日韓基本条約」締結後に韓国からの引揚者が夜間中学に入学するようになって開始された。そして、1971年に東京の夜間中学3校に「日本語学級」が開設された。日本語学級がない学校でも、日本語教育は行われており、そのどちらも、日本語指導はその公立中学校の教員である夜間中学の教師が担当し、彼らは、自身の担当教科指導と日本語指導を並行して行っている。

まず、日本語学級が設置されている夜間中学について述べる。

現在、東京都8校の夜間中学のうち5校に日本語学級が設置されている。日本語学級が設置されている夜間中学に入学した生徒は、日本語のレベルに応じて日本語学級に入級する。生徒が日本語学級に在籍できるのは原則半年から1年である。そこで学ぶ教科は「日本語」「漢字」のほかに、「体育」「美術」「技術・家庭」「音楽」である。2年目以降は、普通学級に進級し、中学校学習指導要領で定められている「国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語」の教科の授業を受けるが、進級後も、補講のような形で日本語指導を継続する場合がある。

次に、日本語学級が設置されていない夜間中学についてであるが、日本語学級設置校とはほぼ同様に、独自に「日本語クラス」を設けている学校もある。また、国語と社会などの授業時間に「取り出し」を行い、日本語指導を行うなどの対応をしている場合もある。この場合、他の社会や理科・数学といった教科の授業は、日本人または日本語での教科学習に支障のない生徒と、日本語能力が十分でない生徒とが同じクラスで学ぶこととなり、問題も起きている。

夜間中学の教師は、自ら希望して夜間中学に異動する場合とそうでない場合がある。自ら希望した場合は、夜間中学で日本語を担当する可能性について予想していると考えられるが、期せずして日本語指導に携わることとなり、戸惑う教師もいるという。日本語教育に携わる際の教師研修については5.4にて述べる。

夜間中学で行われている日本語教育の位置づけは、あくまで中学校教育課程の教科教育を行うための準備としての学習である。生徒の8割以上が外国籍で日本語教育を必要としても、本来夜間中学は日本語教育のみを行う場ではない。しかし、ある程度日本語を習得すると登校しなくなる生徒も一定数いるといい、外部からは「無料の日本語学校」との声も聞かれる。また、教科学習に進みたい生徒にとっては、半年から1年の日本語学習で教科の授業を理解することは困難であると思われ、これも夜間中学における日本語教育の大きな課題である。

3. 先行研究

まず、夜間中学研究者による先行研究について述べる。この先行研究には、夜間中学の成り立ちや歴史、存在意義や役割、法制度上の不安定さ、今後の課題を扱ったものが多く見られる。

大多和（2011）は、東京都夜間中学に日本語学級が開設された経緯を明らかにし、日本語学級開設当初の夜間中学及び日本語学級、日本語学級に在籍する韓国・中国からの帰国者が抱える問題について言及している。大多和（2017）は、夜間中学設立から1980年代までを対象として、夜間中学の法制度的位置と学齢超過者が教育を受ける権利をめぐる動向をまとめた。

浅野（2012）は全国の夜間中学及び自主夜間中学の生徒を対象にアンケート調査を行い、1,150名から回答を得た。その中で、夜間中学の日本語教育については、日本で社会生活を送るために十分な水準であるとは言えないものの、授業の質は高いが高額な日本語学校を除けば、夜間中学が現在の日本で最も充実した日本語教育機関であるとしている。

近年は、「義務教育機会確保法」の成立と前後して、「義務教育機会確保法」の夜間中学への影響などを分析する研究が散見される。

江口（2016）は、夜間中学法制化運動の歴史を概観し、「義務教育機会確保法」成立が夜間中学に与える影響について考察している。

梶原・熊井（2018）は、「義務教育機会確保法」成立後の日本の多様な学びの保障へ向けての課題を明らかにするため、「フリースクール」「教育支援センター」「夜間中学」を対象に調査・分析を行った。夜間中学に関し、授業内容は中学校の教育課程よりも日本語教育に比重が置かれ、教師は、「日本語教師」「ケースワーカー」「ソーシャルワーカー」に近い役割を一手に引き受けていると述べている。

次に、夜間中学関係者による研究や発信について述べる。これには、夜間中学教師が自らの実践や生徒との授業を振り返ったものや、夜間中学生徒からの発信がある。

最近では、『月刊社会教育』において夜間中学をテーマにしたレポートがシリーズ化され、2016年4月号から2017年3月まで全12回連載された。その中には、元夜間中学教師が夜間中学および自らが制作した日本語教材を紹介し、教材開発の重要性を訴えたもの（関本 2016）や、漢字指導の経験を紹介するもの（見城 2016b）、社会に広く夜間中学を知ってもらうことの必要性を述べたもの（中川 2016）、夜間中学における日本語教育の意義と、学習者を主体とした教育の確立を訴えたもの（澤井 2017）などがある。

また、関本（2010）は2010年の日本語教育学会に登壇し、夜間中学と日本語教育の連携について、日本語教育関係者と夜間中学関係者との交流と、日常的な指導の在り方への示唆・研修会の推進を提案している。

最後に、夜間中学における日本語教育に関する先行研究について述べる。夜間中学における日本語教育に関する研究は、主に早稲田大学大学院日本語教育研究科の宮崎里司研究室において行われてきた（原田 2003, 津花 2004, 中野 2004, 宮崎 2006, 宮崎・今野 2009, 宮崎 2013, 宮崎 2016）。これらの研究では、早稲田大学と東京都墨田区との産学官連携において日本語教育実践をし、同時に教師や生徒にインタビューを行っている。そして、夜間中学における日本語教育の課題として、宮崎（2006）は、在籍生徒数が安定せず、授業に影響を与えていること、夜間中学教師が、日本語指導以外に生活指導などで忙殺されていること、教師研修がほとんど行われていないことを挙げている。宮崎（2016）は、「担当教師には外国籍の日本語支援と生活支援に対する期待に応えるほどのノウハウがなく、日本語教育の専門性も低い」（p.41）とも述べる。また、奥元（2019）は夜間中学における日本語授業の課題として、生徒の生活場面を想定した生徒同士のインターアクションの機会がないことなどを指摘している。

宮崎研究室の研究とは別の観点から、野山（2017）は、夜間中学の日本語教育において、日本語教育の専門家には「学校型日本語教育」にとどまらず、「社会型日本語教育」も意識し、日本語教育の基礎的な知識や実践能力だけでなく、地域の特性を生かした日本語教育能力が求められているとした。そして、夜間中学における日本語教育は、「共生政策の一環として自治体を中心となり市民と協働で取り組んでいくべき大切な事業といえる」（p.32）と述べている。

以上、先行研究を概観したが、日本語教育関係者の視点から夜間中学の課題に踏み込み、夜間中学における日本語教育の課題との関係について考察した研究は、管見の限りない。また、現場における参与観察やインタビューによる研究を更新することは、変革期にある夜間中学の研究としても、今後その役割の必要性が高まるであろう日本語教育の現場の研究としても、意義があるものと考ええる。

4. 研究方法

4. 1 調査協力者

①東京都夜間中学日本語教育担当教師（5名）

調査協力者	性別	専門教科	教員歴	夜間中学での指導歴	現在の勤務校
A教諭	女	社会	38年	10年	K校
B教諭	女	数学	30年	21年	L校
C教諭	男	国語	32年	2年	L校
D教諭	女	英語	非公開	非公開	L校
E教諭	男	理科	35年	18年	M校

②元東京都夜間中学日本語教育担当教師・現夜間中学関連の民間団体「夜間中学校と教育を語る会」（以下、「語る会」）幹部（2名）

調査協力者	性別	専門教科	教員歴	夜間中学での指導歴	退職年度
F元教諭	女	音楽	40年	21年	2011年度
G元教諭	男	社会	35年	35年	2014年度

③東京都夜間中学卒業生（1名）

調査協力者	性別	出身	年齢	夜間中学在籍期間	来日	卒業校
Hさん	女	中国	60代	2015年4月～2018年3月	1980年代	N校

先行研究では、調査は産学官連携校である東京都墨田区立の夜間中学1校において行われた。しかし、夜間中学関連の勉強会に参加したり、夜間中学関係者と話したりするうちに、それぞれの夜間中学にそれぞれの教育観や指導方法、問題があることが分かった。そこで、本調査では3校5名の現役夜間中学教師にインタビューを依頼した。

また、より多角的に夜間中学や夜間中学における日本語教育を捉えるため、本調査では、現役教師と生徒（卒業生）の他に、夜間中学退職後、夜間中学関連の民間団体や自主夜間中学で活動をしている元教師にも調査を依頼した。

4. 2 調査内容

4. 2. 1 参与観察

筆者は、2018年5月から11月にかけて、東京都夜間中学L校の日本語学級において、週1日、1回2～3時間程度の参与観察を行った。

また、筆者は始業の1時間半前から自習室で待機し、自習に来る生徒の学習支援を行った。自習室には日本語学級の生徒および普通学級の生徒が訪れた。

4. 2. 2 インタビュー調査

調査協力者へのインタビューは、以下の通りに行った。インタビューは許可を得たうえで録音し、文字化した。

- ・期間・・・2018年7月～11月
- ・場所・・・夜間中学の空き教室、公共施設の会議室
- ・形式・・・筆者と調査協力者の1対1での個別形式、「半構造化インタビュー」
- ・時間・・・一人1時間～2時間程度

4. 3 分析方法

本研究は、佐藤（2008）を援用し、「事例—コードマトリックス」を構築して分析を行った。「事例—コードマトリックス」は「質的研究が陥りがちな、事例の特殊性にと

らわれて一般的なパターンを見失ってしまう傾向や少数の事例にもとづく過度の一般化という傾向を避ける上でも有効な手立てとなる」(p.59) ため、本研究においてこの方法を採用することとした。

5. 分析結果と考察

分析の結果抽出されたコードを元に、カテゴリー化した4つの項目について明らかになったことを示し、考察を行った。4つの項目は以下のとおりである。

1. 夜間中学教師の夜間中学に対する認識
2. 夜間中学の課題
3. 夜間中学教師の日本語教育に対する認識
4. 夜間中学における日本語教育の実態

5. 1 夜間中学教師の夜間中学に対する認識

夜間中学を表すことばはいくつかある。夜間中学にとって「変化は常態である」(浅野 2012: 142)「夜間中学は社会の諸矛盾の縮図」(埼玉に夜間中学を作る会 川口自主夜間中学三十周年誌刊行委員会編 2016: 62)「夜間中学は(法的に)あってはならず、(現実には)なくてはならない」(浅野 2012: 128) などである。夜間中学が、変化する時代の流れの中、社会の中で置き去りにされたり、忘れられたりしてきた人々の「教育のセーフティネット」(山田 2006: 81) としての役割を果たしてきたことを意味することばであろう。

では、現在の夜間中学の教師は、夜間中学に対してどのような認識を持っているのだろうか。

本研究において、夜間中学教師は夜間中学に「教育の原点」を見出し、「使命」を感じていることが明らかになった。

今回の調査協力者である夜間中学教師は、そのほとんどが中学校昼間部(昼に授業を行っている通常の中学校)勤務を経験し、希望して夜間中学に赴任している。A教諭は昼間部での教育について「本当に自分がやりたいことなのか」と自問自答を繰り返して夜間中学を希望した。そして夜間中学には「本当の学校のあるべき姿が見える」と語る。「本来の教育の姿がある」(C教諭)「学校教育の原点がある」(D教諭)との声もあった。

夜間中学には、設立当初から「昔奪われた勉強の機会を今取り戻す」という意識で通学している者が一定数存在し、現在もそれは継続している。教師はその生徒の意欲に驚くという。昼間部の学齢生徒と比較し、その学習意欲の高さを指摘する教師が多い。また、生徒だけでなく、夜間中学教師の意欲の高さについての語りもあった。昼間部の教

師は授業以外の部分でも多忙を極めている。生徒数も多く、生徒一人一人と向き合う時間が取れないのが実情である。一人ひとりの生徒としっかりと向き合い、きめ細かい指導ができる点も、夜間中学に教育の原点があるといわれる所以であろう。見城（2016a）も「夜間中学のはたしている役割や、ここに学ぶ一人ひとりの姿に『学校とはなにか』『学校とはどうあるべきか』という確かな答えが息づいている」（p.15）と述べている。

夜間中学教師が、様々な事情で義務教育が受けられなかった人々、海外から来日して不自由な思いをしている人々に対して、夜間中学が「人生を切り開く」（B教諭）場、「自己を肯定する」（F元教諭）場、「教育を保障する」（G元教諭）場であろうとする使命を感じていることも明らかとなった。

これらの使命は、「今ここにいる」生徒に対する使命であるが、F元教諭は、「夜間中学を必要としている人々に夜間中学の存在を知らせる使命」について言及した。筆者は、今、夜間中学には、この使命を果たすことが特に求められているのではないかと考える。

この「夜間中学に現れない人々に夜間中学の存在を知らせる」ことについて、江口（2016）は、「歴史的に見ても常に、夜間中学に入学できた生徒の背後により厳しい状況にある人の存在があることが指摘され続けてきた」（p.42）と述べている。そして、公立夜間中学・自主夜間中学に在籍する生徒に行った調査において、「夜間中学で、もっとこうしてほしいと思うこと」（p.135）という質問に対する回答として最も多かったのは、「夜間中学があることを、もっとたくさんの人に知らせてほしい」（p.135）というものであった。

この結果について、浅野（2012）は、夜間中学の生徒たちが、夜間中学の存在を知らないまま放置されている人々の存在を日本社会はもっと認識するべきであると主張していると述べている。これは、上述のF元教諭の語りを裏付けるものであるといえよう。

前述のとおり、夜間中学の在籍人数が減少し続けている。その原因を知名度の低さにあると分析し、そのことについて特に危機感を持って活動しているのが、東京都の夜間中学現役教師や元教師などで組織される民間団体「夜間中学校と教育を語る会（以下、語る会）」である。

「語る会」は、2018年にドキュメンタリー映画「こんばんはⅡ」（監督：森康行）を製作し、2019年10月から2011年9月までの予定で「全国夜間中学キャラバン」を敢行している。これは、「一日も早い全都道府県での最低1校の夜間中学開設」と夜間中学の知名度アップを目標に、全都道府県での「こんばんはⅡ」の上映会実施を目指す活動である。筆者もこの活動に参加している。2019年11月末現在、既に6都道府県において計11回上映会が行われた。今後17都道府県で計25回の上映会が具体的に予定され、検討中の事案も多数ある。

「語る会」の精力的な活動は称賛に値するが、視点を変えれば、それだけ夜間中学の知名度の低さは深刻であり、在籍者数減少という大きな問題につながっているといえる。しかし、国や自治体による働きかけは少なく、今後の積極的な取り組みが待たれる。

5. 2 夜間中学の課題

夜間中学の問題点・課題は、毎年開催される「全国夜間中学校研究大会」の大会資料に記述がある。東京都夜間中学の問題については、第65回全国夜間中学校研究大会事務局（2019）に、10代の外国人生徒が複雑な事情を抱えているケースが多く、きめ細かな対応が必要であること、卒業後の進路が多様化しており、教師が最新の情報を共有し生徒の進路選択に応える必要があること、そして生徒数の減少が挙げられている。

本研究においては、これらの課題以外に3つの課題が明らかになった。

一つ目は、夜間中学の卒業生へのインタビューから明らかになった「クラス編成」の課題である。

調査協力者Hさんは、中国出身の女性で、結婚を機に来日した。中国で義務教育を終えていなかったことと日本語を勉強したいとの思いで、60代になってから夜間中学に入学し、2018年3月に卒業している。

インタビューの中でHさんは3回「日本語学校」ということばを使った。「夜間中学は日本語学校みたい」「夜間中学は日本語学校じゃないんだから」などである。Hさんは、日本語能力が高かったため、入学当初から日本語学級でなく普通学級で学んだが、同じクラスには日本語能力の低い外国人が多く在籍していたという。彼らは、日本語で教科教育を受けるレベルには達しておらず、クラスでは、生徒たちの母語が飛び交い、Hさん自身も中国人であるため中国語を使うことが求められ、Hさんは自身が望むような教育が受けられなかった。Hさんは、在学中何度か退学を考えたが、担任教師の説得もあり、何とか卒業した。

夜間中学は、現在義務教育未修了者や形式卒業者の受け皿として大いに期待される教育機関である。義務教育を修了したい、もう一度学びたいと決意して夜間中学の門を叩いた生徒が、上記のような理由で思うような教育が受けられない可能性も考えられる。また、外国人生徒にとってもこの状況は問題である。外国人生徒に関する部分の問題については、5.4で詳しく述べるが、日本語能力に合わない学習は、学習効果もなく、精神的負荷も高いと思われる。夜間中学は、すべての生徒に対して質の高い教育と学習環境が提供できるように努めるべきである。

二つ目の課題は、夜間中学の「昼間化（ひるまか）」である。「昼間化」とは、本調査において夜間中学教師から聞かれたことばである。夜間中学が中学校昼間部のようになっている、という意味で使用している。

「夜間中学は公立の中学校なのだから、（昼間部と同様に）学習指導要領に則った教育をすべきである」「夜間中学は公立の中学校なのだから、入学条件を満たす生徒を入学させるべきである」との考えのもとに運営にあたっている例が確実に増えているという実態が明らかになった。例えば、入学を希望する外国人を積極的に受け入れない事例や、日本語レベルが低い生徒に対しても日本語教育をほとんど行わず、日本人と同じク

ラスに入れ、理科や数学の授業を受けさせたり、同様レベルの生徒に対して、昼間部で使用している道徳の教科書を使った授業を受けさせるといった事例があるという。インタビューにおいて、「生徒のニーズに合わせた教育を行うという考えがない管理職が存在する」との語りもあった。

「夜間中学の昼間化」は、管見の限り先行研究では明らかにされていない事象であるが、梶原・熊井（2018）は、「義務教育機会確保法」の運用は「文部科学省や教育委員会の裁量にかかる部分が大きく、画一的な学校教育の枠組みに回収されかねない懸念が残っている」（p.26）と述べており、法制化の負の影響とも捉えられる。

そして、この「昼間化」が生徒の国籍を限定することや、日本語教育への無理解につながっていることは否定できないであろう。「夜間中学は公立の中学校なのだから、（昼間部と同様に）学習指導要領に則った教育をすべきである」という考え方は、夜間中学で特別な日本語教育を行わないことが前提となっているからである。

懸念されるのは外国人の排除だけではない。学習指導要領に則ることだけを重視して、中学校昼間部のような教育を行ったのでは、多様な生徒も排除されかねない。そもそも夜間中学の良さは、法律や規則にとらわれない自由な教育、生徒のニーズや能力などに合わせたフレキシブルな教育ができるところにある。これが、昼間部との特筆すべき差異である。その夜間中学の教育が失われるということは、夜間中学の存在意義が揺らぐということである。また、「昼間化」は現在の生徒数の減少の原因とも思われ、新設校の教育理念などにも影響を与える可能性がある。夜間中学における「昼間化」は今後の課題として重要視されるべき事例である。

三つ目の課題は、「多様な生徒に対する受け入れ態勢」である。2015年7月から夜間中学への形式卒業者の入学が認められ、その数が徐々に増えている。彼らの入学は、夜間中学教師が長年希望してきたことであり、大変喜ばしいことである。しかし、その中にはメンタルに問題を抱えた生徒が少なからずおり、その生徒に対応できるような態勢が整っておらず、夜間中学関係者が養護教諭の常駐等を求めていることが明らかとなった。この件については、第65回全国夜間中学校研究大会事務局（2019）においても、夜間中学各校が養護教諭の配置を求めていることが明らかになっている。また、梶原・熊井（2018）は、夜間中学教師について、学校教員としての職務を超えた、異質な職務内容となっており、日本語教師・ケースワーカー・ソーシャルワーカーの役割を同時に担っていると述べ、その原因を夜間中学の制度上の区分が曖昧なまま放置されているためであると述べる。そして形式卒業者の通学が今後増加すると考えられるため、福祉との連携を強化し、教員の職務軽減・分担が図られる必要があるとしている。

夜間中学への養護教諭の常駐等の措置を始めとする夜間中学の外部との連携は、早急な解決が望まれる課題の一つである。

5. 3 夜間中学教師の日本語教育に対する認識

夜間中学で日本語教育を行うことについて、教師たちはその必要性を認めながら、必然性に疑問を持っていること、「非専門家」意識を持っていること、さらに日本語教育を教科教育の準備と捉えるのではなく、基礎教育として捉えている教師がいることが明らかとなった。

本調査において、教師たちは、「今ここに日本語教育を必要としている生徒がいるから、当然日本語教育をするべきである」(B教諭)、「歴史的に長く必要とされてきたから、日本語教育を行うことは当然である」(E教諭)と語っている。そして、多くの教師が「教科教育を行うための日本語教育であるから、夜間中学で行うことは自然である」と述べている。教師たちが一つはっきりと自覚していることは、この「教科教育を行うための日本語教育である」という点である。

しかし、その一方で教師は「日本語学校に行ける人はそのほうがいい」(A教諭)、「現状としては必要だけれども、戸惑いがあった」(D教諭)、「もともと夜間中学はどこにも学ぶ場所がない人を緊急に受け入れる場所だった。(中略)それがそのままずっと矛盾を抱えながら今に至った」(E教諭)と述べる。さらに「本来は日本語教育は別(の施設)でちゃんとやるべき。当面はやらざるを得ないが、本当は夜間中学でやるべきことではないと考えている教師も多いのでは」(F元教諭)との語りもあった。このように、矛盾や戸惑い、夜間中学以外で日本語教育を行う可能性についても声もあり、夜間中学で日本語教育を行う必然性に対する疑問を持っていることが明らかとなった。

また、夜間中学の現場で日本語教育を行う教師が、日本語教育担当期間の長短に関わらず日本語教育を担う者として「非専門家」の意識を持っていることが明らかとなった。教師たちは、日本語教育について特別な勉強をすることなく、現場での経験の積み重ねによって日本語教育を行ってきたと語る。そして、資格を持たずに日本語教育をすることについて否定的な意見を述べ、専門家でない教師がそれを担当することに対する疑問を持っていた。

法律上は、「義務教育機会確保法」に、夜間中学で日本語教育を行うことを認めると解釈できる文言が盛り込まれた。

・義務教育機会確保法 (基本理念) 第三条

四 義務教育の段階における普通教育を十分に受けていないものの意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。(下線筆者)

義務教育機会確保法施行後、様々な施策によって後押しされることを望んでいた教師もいる。しかし、法の施行からまだ日が浅いことや「公立の中学校で日本語教育を行うこと」に対する疑問が未だぬぐえない中で、「公立中学校の教師である自分たちにとって日本語教育を行うことは本来の仕事ではない」という考えが存在し、「非専門家」という意識を生んでいるのではないか。

このような意識が確認された中で、新たな考え方が夜間中学関係者の中に生まれていることが明らかとなった。F元教諭は次のように語る。

夜間中学で日本語教育を行うことについては、まだまだ理解されません。公立でなぜ外国人のためにとってね。でも、外国人にも教育保障をしなくちゃいけませんよ。最近、これを、「基礎教育保障だ」というのを言う先生も出てきました。まだ、少ないですけどね。(中略)夜間中学で行われている日本語教育について、その部分を日本語教育の関係者の方にお問い合わせするっていう意見もあるみたいだけど、私は反対です。なぜなら、生徒たちのことばの教育、日本語教育を含めて夜間中学の教育だからです。現役の先生方の中にも、教科を教えるための日本語教育っていう考え方が根強いんだけど、そうじゃない。人間形成のための日本語教育、夜間中学の教育、さっき話した基礎教育なんですね。(F元教諭)

F元教諭は、長年、公立中学校である夜間中学で外国人に日本語を教えることについての理解がなかなか得られないことについて「とても残念である」とし、「夜間中学の一番の問題」とも言う。そして、日本人と外国人を区別するのではなく、また、日本語教育と教科教育を分けて考えず、基礎教育は誰にでも必要で、人間形成に欠かせないものであると述べた。また、最近夜間中学関係者から「基礎教育保障」ということばを聞く機会が増えたとも話す。しかし、一般的にはまだ大半の夜間中学教師には認識されていないのではないかという。

「基礎教育」という概念が注目され始めたのは、1990年に開催された「万人のための教育世界会議」からである。外務省(2019b)によれば、この時に採択された「万人のための教育世界宣言」の中で、基礎教育とは「人々が生きるために必要な知識・技能を獲得するための教育活動」と定義され、具体的には就学前教育、初等教育、前期中等教育及びノンフォーマル教育(成人教育、識字教育など)を含むものとされている。

F元教諭は、日本語教育が必要な生徒にとっての日本語は、教科のためのものではなく、生徒が生きていくために必要な力の一つであり、教科学習のための日本語教育ではなく、日本語教育も含めて、それが「夜間中学の教育」とであると述べる。筆者は、この語りにも共感し、この考え方が今後の夜間中学における日本語教育に示唆を与える重要なも

のであると感じた。野山（2018）も「基礎教育を保障できるような社会やシステムを構築し、充実していくためには、支えるための適切な人材の確保と維持が不可欠である」（p.29）と述べており、日本語教育関係者はじめ、夜間中学に関わるすべての人々が「基礎教育」に意識的になる必要がある。

5. 4 夜間中学における日本語教育の実態

本調査で明らかとなった「日本語能力が異なる生徒が混在するクラスの問題」「日本語教育に関する研修の不足」について述べ、参与観察から日本語授業の問題点を指摘する。

「日本語能力が異なる生徒が混在するクラス」は、5.2で述べた「クラス編成」と重複する部分であり、学校やクラスごとに状況が違う。学校の方針で日本人と日本語初級の学習者を同じクラスに在籍させるケース（A教諭）や、1学期に日本語レベルが同程度の生徒で編成されたクラスで教科教育が行われていたところに、2学期になり日本語レベルが低い生徒がクラスに編入してきて、それまで行ってきた教科教育のレベルが保てなくなったケース（C教諭）、生徒の在籍年数によって進級させるため、日本語能力が教科教育を受けるレベルに達していない生徒が普通学級に在籍するケース（Hさん）、随時入学を許可している夜間中学では、ある程度日本語の学習が進んだところに日本語が全くできない生徒が入学してくるケース（E教諭）が語られた。日本語学級にも普通学級にも「日本語能力が異なる生徒が混在するクラス」が存在することが確認された。

夜間中学では、生徒の募集を随時行っているところが多く、教師数と教室数に限りがあるため、日本語学級がある夜間中学では日本語を半年から1年学習すると、生徒を普通学級に進級させ、日本語学級がない夜間中学では、日本語の補習を少なくする。そのため、上述のようなクラスが存在することになるのだが、日本語教育が必要ない生徒にとっても、日本語教育が必要な生徒にとっても、実りの少ない学習時間となる可能性が高い。

そもそも、日本語学級で日本語が学べる期間が半年から1年では短すぎる。BICS（生活言語能力）は半年から1年程度で習得できるが、CALP（学習言語能力）習得には2年から5年かかるとされる。夜間中学では、日本語能力的には初級の域を出ない生徒が中学校の国語や社会、理科、英語などの教科学習を行うのである。普通学級でも「国語」の時間に初級日本語文法などの復習を行うが、それだけの日本語学習では、教科学習に十分ついていくことはできない。教科学習が確実にいけるだけの学習言語能力を身につけるための十分な学習時間の確保は、夜間中学のクラス内の授業のみでは不可能であろう。そして、夜間中学で学習言語能力を身につけなければ、高等学校に進学した際に更に困難な状況に陥ることになる。張・山下（2018）によると、日本語教育が必要な公立高校生の昨年度の高校中退率が、全国の公立高校生の中退率の7倍であったという。

このような状況を作らないためには、日本語学級での日本語教育の充実はもちろん、普通学級に進んでからも日本語教育のサポートが必須であるという認識を夜間中学教師や日本語教育関係者が持つことが重要であろう。

次に「日本語教育に関する研修の不足」について述べる。日本語教育に関する研修がほとんど行われていないことは、宮崎（2006）でも述べられているが、本調査では、具体的な研修の内容や研修への参加頻度が明らかとなった。

夜間中学教師は、ほとんどが昼間部から夜間中学に異動する。本調査の協力者は、ほぼ全員が夜間中学を希望して異動しているため、自身が日本語教育を担当することになることは、異動前に認識していた。しかし、日本語教育について学ぶのは異動後からであるという。学ぶ場は、「班会」や教職員研修、不定期に行われる日本語教育関係者による講演会であるが、ほとんどの教師が「独学」である。

「班会」とは、東京都の夜間中学教師が組織する勉強会で、月に1回程度、教科ごとに開催される。例えば、「数学班会」「社会班会」、音楽・家庭・体育などは「実技班会」である。その中に「日本語班会」がある。日本語教育担当教師は、「教科班」と「日本語班」のどちらに出席してもよい。この「班会」への参加は強制ではなく、ほとんど出席しない教師も存在するという。そして、今回の調査協力者は「日本語班会」ではなく「教科班会」に出席していると述べ、日本語教育研修を受ける機会をほとんど持っていないことが明らかとなった。

一方で、文部科学省は、昨年より夜間中学の日本語教育に関する研修を行っている。「夜間中学における日本語指導研修会」と題し、東京と大阪で開催されている。昨年の研修には筆者も参加した。日本語教育の専門家の講演と、夜間中学の日本語教育担当者の情報交換、代表教師による実践報告が行われ、文部科学省担当者からは、今後も定期的に開催することを目指す旨の発言もあった。文部科学省主催でこのような研修が行われること自体は画期的である。しかし、この研修は1年間に東京と大阪各1回の開催で、参加者は各校から1名のみである。決して十分であるとは言えない状況にあり、今後の充実が望まれる。

夜間中学教師は、教科担当教師としての自己成長は望みながら、日本語教育担当としての成長は目指していないのではないか。それは、本節で述べた研修会参加への消極的な姿勢や、5.3で述べた日本語教育に対する認識から感じることである。しかし、今後の夜間中学における日本語教育の重要性を考えると、夜間中学教師には、もっと日本語教育に関して意識的になってもらう必要があるだろう。そのためには、上述の文部科学省主催の研修会のような国や自治体が主体となって行う研修会や、日本語教育関係者の協力のもと、定期的な研修会の開催が必要になるのではないだろうか。

最後に参与観察から見てきた日本語授業の問題点について指摘する。

まず、日本語指導時に媒介語に頼る傾向が強いことである。夜間中学には自治体から

派遣された通訳者がほぼ毎日来校する。彼らに求められている仕事で一番重要なのは、生活指導や進路指導を行う際の通訳だが、日本語指導時に教室に入って教師のサポートも行う。参与観察を行ったL校においては、中国語、または英語の通訳者のどちらかが来校し、日本語授業のサポートをしていた。通訳者はすべての時間にサポートに入るわけではないし、教室にはたいてい2種類以上の母語の生徒が在籍しているので、通訳者は万能ではないが、通訳者に授業の通訳を求める教師が複数見受けられた。その教師からは、「自分が生徒の母語ができれば、授業がもっとうまくいく」という趣旨の発言もあり、これは、日本語指導に対する自信のなさから来るものだと思われる。

授業の形式としては、教師主導型で教科書に忠実に行われる授業が多い。生徒の実際の日本語使用場面を想定した練習は行われず、生徒同士のコミュニケーション活動もほとんど見られない。常に教師対生徒の図式のもとで授業が行われる。

日本語教育の教室における教師の役割とはなんだろうか。

細川（2007）は、「日本語教育は、人間と人間が関係を取り結ぶコミュニケーション環境を設計（デザイン）することである」（p.79）と述べ、細川（2017）は、「ことばの教育とは『言語を教える』ことではなく、『ことばによって活動する』場をつくることとなろう」（p.208）と述べる。

また、石井（2010）は、教室において対話が大切であることについて、次のように述べる。

対話によってお互いの人となりに触れ、人間関係が作られていく。対話の場とは、参加者自身の持つ内容・メッセージを伝え合う活動を通して、日本語コミュニケーション能力を向上させ、人間関係を作る場である。対話が十分に成立するには、参加者にとって有意義な内容とそれを共有する必然性があることが重要である。（p.32）

以上のことから、教師には、「コミュニケーション環境」（細川 2007）を作ったり、生徒にとって「有意義な内容」（石井 2010）のコミュニケーション・対話が生まれるような場を作ったりすることが求められていると筆者は考える。しかし、今の夜間中学の現場では、そのような場を作ることを意識している教師は少ないと思われる。

日本語教室での教師の役割は日々の授業の振り返りや研修などで検討されるべきことである。本調査において、「以前は教師同士が日本語の授業を見学し合い、授業の振り返りをして質の向上を図っていた」との語りが得られたが、現在授業見学が行われていると述べた教師はいなかった。研修や日々の振り返りの不足がこのような形で表れているのではないだろうか。ここにも、教師の日本語教育に対する意識の影響が見られる。

6. 結論

本研究により、以下のことが明らかとなった。夜間中学教師は、中学校昼間部の教育に疑問を持って夜間中学に異動し、夜間中学に教育の原点を見出している。そして、様々な理由で義務教育を受けられなかった生徒に対して、夜間中学が人生を切り開くきっかけとなることを望み、生徒の力になることを使命と感じている。もう一つの使命として、夜間中学の存在を夜間中学を必要としている人々に知らせることが挙げられた。夜間中学の知名度の低さは、夜間中学が直面している生徒数減少問題の原因の一つにも数えられており、夜間中学の存在の周知は、今後国や自治体などが主導して取り組む必要がある。

生徒一人ひとりのニーズに合わせた教育を行ってきた夜間中学に、ここ数年「昼間化」という現象が現れており、夜間中学に求められている法律や規則にとらわれない自由な教育、生徒のニーズや能力に応じたフレキシブルな教育が行われなくなる傾向が見え始めている。これは、生徒数減少の問題の原因の一つとも考えられ、多様な生徒を排除し、生徒の画一化を図るものである。更に、夜間中学における日本語教育の重要性に対する無理解にもつながるものと思われる。多様な生徒の受け入れそのものの問題もある。夜間中学内だけでは対処しきれない事象も起きており、外部、特に福祉関係者との連携が急務である。

「義務教育機会確保法」成立により、夜間中学で日本語教育が行われることが法的に認められたが、教師はその必然性について疑問を持っている。教科教育の準備として日本語教育を行うことを肯定してはいるが、本来、日本語教育は他の教育機関で行うべきだと考えている教師が少なくない。この意識が根底にあることが一因となり、夜間中学教師は、日本語教育を行うことに対して自分は「非専門家」と認識している。その一方、夜間中学で行う日本語教育を「基礎教育」と捉える考え方が出てきた。この考え方は、今後の夜間中学における日本教育に大きな示唆を与えるものであろう。

夜間中学には、1つのクラスに日本語能力が異なる生徒が混在しているという問題もある。教師数や教室数の不足に原因がある場合が多いが、これでは、生徒が本来受けるべき教育レベルが保障されない可能性が高い。生徒が質の高い教育が受けられる環境を整えることが必要である。そして、日本語教育そのものの質の向上も必須である。日本語学級では、指導時に媒介語に頼る傾向がある。授業は教師主導型で、生徒同士のコミュニケーション活動がほとんど見られず、生徒が自分自身について自分のことばで話す機会がない授業も散見される。教師間の力量の差も明らかで、教師研修の必要性を感じる。教師研修は行われていないわけではないが、十分とは言えない。このことは先行研究（宮崎 2006）でも指摘されており、未だ改善されていないことがわかる。現在、唯一の定期的な日本語教育に関する勉強会である「日本語班会」にも教師はあまり積極

的に参加していない。自身の専門である「教科班会」への出席を優先しているからである。日本語教育がすべてにおいて「二の次」となっているという印象はぬぐえない。

2019年1月、政府は夜間中学を全都道府県に設置することを目指す方針を決めたが、これは、外国人労働者が家族を帯同してきた場合を想定し、夜間中学への入学を希望する外国人の増加を見込んでのことである（読売新聞 2019）。そうなれば、夜間中学ではこれまで以上に日本語教育を行うことが求められる。本調査において、夜間中学および夜間中学における日本語教育の現状と問題が明らかとなったが、夜間中学が質の高い日本語教育を行うためには、夜間中学における日本語教育の問題だけでなく、夜間中学そのものの問題を解決する必要がある。現在の夜間中学は閉鎖的な印象が強いが、今後は外部の協力を仰ぐことが必要になろう。先に指摘した福祉関係者や日本語教育関係者などと連携し、夜間中学および夜間中学における日本語教育の環境の整備と質の向上を積極的に図るべきである。日本語教育関係者はそれに十分貢献し得ると考える。そして、日本語教育関係者が十分に貢献するためには、本調査で明らかになったような現状と問題を把握するなど、他の教育機関とは異なる環境にある夜間中学を理解することが重要であろう。

7. 今後の課題

本研究において、夜間中学と夜間中学における日本語教育の現状と課題を明らかにし、夜間中学が外部との連携を積極的に図ることを主張した。今後は、日本語教育関係者が具体的にどのように夜間中学の日本語教育に貢献できるか、日本語教育関係者の役割について探ることを課題としたい。また、今回は東京都夜間中学とその教師などに関する研究であったが、夜間中学の状況は地方や自治体によって異なりがあるため、他の自治体の夜間中学についても調査・研究を行う必要があると考える。

参考文献

- 浅野慎一（2012）「ミネルヴァの梟たち：夜間中学生の生活と人間発達」、『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』6（1），pp.125-145.
- 石井恵理子（2010）「多文化共生社会形成のために日本語教育は何ができるか」、『異文化間教育』32，pp.24-36，国際文献社.
- 江口怜（2016）「夜間中学政策の転換点において問われていることは何か：その歴史から未来を展望する」、『〈教育と社会〉研究』26，pp.35-48.
- 大多和雅絵（2011）「戦後夜間中学の研究—東京都夜間中学校日本語学級の開設に着目して—」、『日本の教育史学』54，pp.97-108，教育史学会.
- 大多和雅絵（2017）『戦後夜間中学の歴史—学齢超過者の教育を受ける権利をめぐる—』六

花出版.

- 奥元さえ美 (2019) 「公立夜間中学における日本語教育の現状と課題についての考察—夜間中学教師へのインタビューと参与観察から見えてきたもの—」, 『早稲田大学日本語教育学会2019年度秋季大会 予稿集』, pp17-18.
- 梶原豪人・熊井将太 (2018) 「多様な学びに残された課題—フリースクール・教育支援センター(適応指導教室)・夜間中学の分析から—」, 『山口大学教育学部研究論叢』 67, pp.9-28.
- 見城慶和 (2016a) 『夜間中学の青春』 遊人工房.
- 見城慶和 (2016b) 「夜間中学校における「生活基本漢字」の選定とその指導」, 『月刊社会教育』 2016年9月号, pp.58-61, 国土社.
- 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法』 新曜社.
- 澤井留里 (2017) 「キャッチャーです, 教師は」, 『月刊社会教育』 2017年2月号, pp.62-65, 国土社.
- 関口保孝 (2010) 「日本語教育に関する夜間中学からの問題提起」, 『2010年度日本語教育学会春季大会予稿集』 pp.38-40, 日本語教育学会.
- 関本保孝 (2016) 「夜間中学で学ぶということ」, 『月刊社会教育』 2016年4月号, pp.60-63, 国土社.
- 張守男・山下知子 (2018) 「日本語教育必要な生徒 高校の中退率9%超 公立高平均の7倍」 朝日新聞朝刊 第1面, 2018年9月30日.
- 津花知子 (2004) 「夜間中学で学ぶ高齢帰国者の学習環境と学習支援についての一考察: 学習ストラテジーの視点から—」, 『早稲田大学日本語教育研究』 4, pp.191-204.
- 中川恵理 (2016) 「夜間中学の学校行事・昼間学級との交流について」, 『月刊社会教育』 2016年11月号, pp.64-67, 国土社.
- 中野真規子 (2004) 「地域日本語教育現場でのボランティア活動報告—夜間中学での日本語教育支援—」, 『早稲田大学日本語教育実践研究』 1, pp.159-167.
- 野山広 (2017) 「基礎教育保障の基盤となる人材確保等の課題と展望—夜間中学における日本語教育を支える人材に必要な資質・能力という観点から—」, 『基礎教育保障学研究』 1, pp.22-34, 基礎教育保障学会.
- 原田明子 (2003) 「夜間中学における日本語教育に関する一考察—課題とその提言—」, 『早稲田大学大学院日本語教育研究』 3, pp.99-109.
- 細川英雄 (2007) 「日本語教育学のめざすもの—言語活動環境設計論による教育パラダイム転換とその意味—」, 『日本語教育』 132, pp.79-88.
- 細川英雄 (2017) 「言語・文化・アイデンティティの壁を越えて—ともに生きる社会のための対話環境づくりへ」, 『かかわることば—参加し対話する教育・研究へのいざない—』 佐藤慎司・佐伯眸編, pp.191-211, 東京大学出版会.
- 宮崎里司 (2006) 「夜間中学日本語学級の日本語教育と指導」, 『教育』 2006年4月号.

pp.82-86, かがわ出版.

宮崎里司 (2013) 「グローバルレベルと市民レベルで協働実践する行為主体者 (アクター) から捉える新たなアーティキュレーションの提唱」, 『早稲田大学大学院教職研究科紀要』 5, pp.29-44.

宮崎里司 (2016) 「持続可能性からとらえた言語教育政策: アウトリーチ型ならびに市民リテラシー型日本語教育支援に向けて」, 『早稲田大学大学院教職研究科紀要』 8, pp.35-53.

宮崎里司・今野成子 (2009) 「産学官連携における日本語教育実践の位置づけ—墨田区での試み—」, 『早稲田日本語教育学』 4, pp.29-42.

山田泉 (2006) 「ニューカマーと生涯学習—ともに育つ場の保障」, 『教育』 2006年 4月号, pp.76-81, かがわ出版.

埼玉に夜間中学を作る会 川口自主夜間中学三十周年誌刊行委員会編 (2016) 『月あかりの学舎から—川口自主夜間中学と設立運動三十年の歩み—』 東京シュエ出版.

第65回全国夜間中学校研究大会事務局 (2019) 『第65回全国夜間中学校研究大会大会資料』 第65回全国夜間中学校研究大会事務局.

学びリンク (2016) 『実態を知り, 広げよう! 全国夜間中学ガイド』, 学びリンク株式会社.

読売新聞 (2019) 「夜間中学 全都道府県に」 2019年 1月25日付夕刊, 一面.

外務省 (2019a) 「入管法改正による新しい在留資格特定技能の創設」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/ssw/jp/index.html> (閲覧日: 2019年11月30日)

外務省 (2019b) 「万人のための質の高い教育分野をめぐる国際潮流」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/education/index.html> (閲覧日: 2019年11月30日)

文化庁 (2019) 「日本語教育の推進に関する法律の施行について (通知)」 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/1418260.html (閲覧日: 2019年11月25日)

法務省 (2019) 「平成30年末現在における在留外国人数について」 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html (閲覧日: 2019年11月30日)

文部科学省 (2015) 「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について (通知)」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1361951.htm (閲覧日: 2019年12月1日)

文部科学省 (2016) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (平成28年法律第105号)」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380960.htm (閲覧日: 2019年12月1日)

文部科学省 (2017a) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afldfile/2017/

04/17/1384371_1.pdf (閲覧日：2019年12月1日)

文部科学省 (2017b) 「平成29年度夜間中学に関する実態調査」 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/11/07/1357982_03.pdf (閲覧日：2019年12月1日)